

東京都立立川学園 自動販売機設置業者の募集要項

東京都立立川学園（以下「学校」という）では自動販売機を設置する業者（以下「設置事業者」という）を募集します。募集に参加される場合は、別紙1申込書を下記連絡先までご御提出ください。

募集期間：令和7年11月3日（月）～令和7年11月14日（金）

1. 公募概要

住所 東京都立川市栄町1-15-7 東京都立立川学園

設置場所	品目	台数	使用許可面積
A棟職員玄関内 別紙2 自動販売機設置 位置図参照	水、茶類、清涼飲料、栄養補助食品等	2台以上	① 5.3m×0.9m以内（自動販売機、放熱スペースを含む） ② 2.3m×0.03m以内（電源配線） ③ 0.6m×0.9m以内（回収ボックス、分別が可能な形状及び数量）

自動販売機設置に係る手続は、東京都教育財産管理規則第15条1項第4号の規定による教育財産の使用許可により行う。使用を許可された者自らが使用するものとし、第三者に使用させてはならない。

2. 応募資格要件

次に掲げる要件を全て満たす法人又は個人

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項第1号及び第2号の規定に該当する者でないこと。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号の暴力団又は同条第6号の暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含む。）でないこと。法人にあつては役員又は使用人も暴力団員でなく、暴力団員が経営に実質的に関与していないこと。
- (3) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第8条第2項第1号に掲げる処分を受けている団体及びその役職員又は構成員でないこと。
- (4) (2)又は(3)に掲げる者から委託を受けた者及び(2)又は(3)に掲げる者の関係団体でないこと。
- (5) 5年以上継続して自動販売機の設置及び運営事業を営んでいること。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てが行われていないこと。
- (7) 国税及び東京都税の未納がないこと（法人にあつては法人税を滞納していない、個人にあつては所得税を滞納していないこと。）
- (8) 東京都内に事業の店舗を有していること。
- (9) 使用許可申請の前3年の間に、自動販売機による営業販売に関し所管行政庁から食品衛生法または食品製造業等取締条例（東京都条例）の規定に基づき、営業許可の取消し、営業の禁止、または食品衛生上

の危害を除去するための必要措置命令の行政処分を受けていないこと。

- (10) 自動販売機の設置にあたり、営業許可、保健所への届出等、許可等法令に定めのある事項については、使用者が使用前に手続きを行うこと。
- (11) 使用許可申請の際には使用許可に関する申請書（別途定める東京都様式）とあわせて、印鑑証明書、登記簿謄本、納税証明書、財務諸表、営業許可書、上記(10)にかかる申立書等を提出すること。詳細については、別途指示する。

3. 公募条件

(1) 設置期間

令和8年4月1日（水）～令和11年3月31日（土）（3年間）

だし、許可物件を公用・公共用に供するため必要とするときは、使用許可を取り消す場合がある。

(2) 自動販売機の仕様

- ア. 消費電力の低減等の技術を導入した省エネ機（エコ・ペンダーなど）や、二酸化炭素を冷媒としたノンフロン対応機などの環境対策に配慮した自動販売機とすること。
- イ. 現金のほか、交通系電子マネー、バーコード決済による支払可能であること。
- ウ. 飲料用の自動販売機は災害等緊急時飲料提供型であること。
- エ. 車椅子対応の可能なもの（ユニバーサルデザイン）であること。
- オ. 漏電遮断、転倒防止等の安全対策がされていること。

(3) 使用料

市場より低廉な価格で販売する場合は免除する。

(4) 必要経費

- ア. 自動販売機の設置及び撤去に要する工事費（電力使用量計測用子メーター設置費等含む）、維持管理等にかかる一切の費用は設置事業者の負担とする。
- イ. 自動販売機の運転に必要な光熱水費については全額設置事業者の負担とする。
学校は設置事業者と電気料金に関する協定をとりかわし、設置事業者が設置した子メーターにより計量した月ごとの使用量に基づき、納入通知書を発行する。設置事業者は指定する期限までに全額納入すること。

(5) その他設置条件

- ア. 販売品の搬入・廃棄物の搬出等を行う時間及び経路については、学校の指示に従うこと。

4. 維持管理責任

- (1) 商品の補充を適宜行い、売上金の回収・釣銭の補充・自動販売機内外の清掃等を行うこと。また、商品の賞味期限に注意するとともに、在庫・補充管理を適切に行うこと。
- (2) 自動販売機の設置管理、故障時の対応、商品補充、金銭管理など自動販売機の維持管理については、設置事業者が責任をもって行うこと。自動販売機に故障時等の連絡先を明記すること。
- (3) 自動販売機設備にかかる作業の一切は、生徒、来校者及び教職員の安全確保に十分留意するとともに、本校の教育活動等に支障をきたすことのないよう配慮すること。
- (4) 原則として自動販売機に併設して、販売する食品及び清涼飲料水等の容器（紙類・プラスチック・

缶・びん・ペットボトル等）の種類に応じた使用済容器の回収ボックスを設置し、設置事業者の責任で適切に回収・リサイクルすること。

- (5) 衛生管理及び感染症対策については、関係法令等の遵守・徹底を図るとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は遅滞なく手続を行うこと。
- (6) 酒類の販売はしないこと。
- (7) 販売価格は標準販売価格を上回る価格で販売しないこと。
- (8) 学校は、学校の責によることが明らかな場合を除き、盗難事故や破損事故等に関しては、一切の責任を負わない。
- (9) 学校敷地内は、屋内屋外全て禁煙とする。

5. 使用許可の取消し

次の各号に該当した場合、本校は許可期間の満了を待たずに使用許可を取り消す。

- (1) 使用者が使用許可条件に違反したと学校長が認めたとき。
- (2) 自動販売機設備の設置に起因し本校の施設管理、生徒指導及び、保健衛生上の問題が生じ、使用許可を取り消す必要があると学校長が認めたとき。
- (3) 使用許可部分を公用（施設改修工事を含む）または公共用に供するため、東京都教育委員会並びに 学校が必要とするとき。
- (4) 使用者自らが真に止むを得ない事由により、自動販売機設備全ての撤去を学校長に申し出たとき。その場合、第三者への権利譲渡は認めない。

6. その他

- (1) 使用許可条件に明記のない事項等、不明な点は本校担当者と協議のうえ決定する。
- (2) 使用許可期間中における使用許可条件の改定については、学校が施設管理上、教育活動上必要とする場合のほか、東京都教育委員会が別に定める教育財産の使用許可に関する規則等が改正された場合に限り、双方で協議を行い決定する。

【連絡先】 東京都立立川学園 経営企画室 齋藤

TEL：042（523）1358

受付時間：平日8時30分～17時00分